
平成14年度
行政対象暴力に関する
アンケート
(調査結果概要)

平成15年3月

調査主体 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
全国暴力追放運動推進センター
警察庁刑事局暴力団対策部
調査機関 財団法人 公共政策調査会

はじめに

本資料は、今後の行政対象暴力対策のあり方を検討するために、平成15年1月から2月にかけて、全国の自治体を対象に、暴力団等の反社会的勢力による行政機関に対する不当な要求等の実態、これに対する行政機関の対応、行政機関からの警察、弁護士会、全国暴力追放運動推進センターに対する要望等をアンケート調査した結果を概要としてとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快く協力いただきました各自治体の関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

①調査方法 郵送法

②調査対象 全国の都道府県、市及び特別区の合計745自治体に対して、各5通(総務担当、公共事業担当、環境担当、福祉担当及び不動産担当の各部門用)の調査票を送付した。

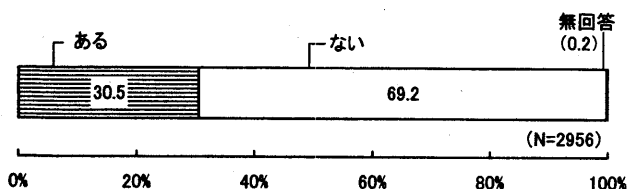
2 回収結果

調査票を送付した自治体のうち630自治体(84.6%)から回答があり、調査票の回収数は2,956通(回収率79.4%)であった。

II 調査結果の概要

- 1 不当要求等の有無について

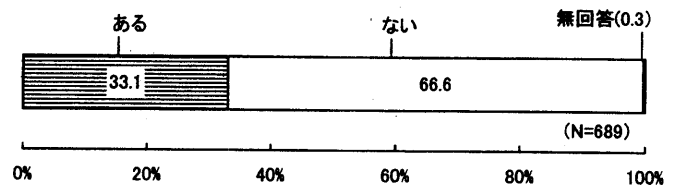
過去に暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から許認可、指導監督、公金支給等の権限行使や機関紙(誌)の購読、物品の購入等に関して違法な行為や不当な要求(以下「不当要求等」という)を受けた経験の有無については、「ある」とするものが903件で30.5%を占めた。



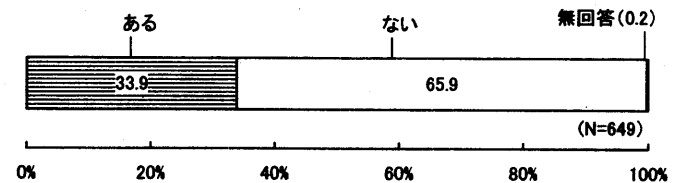
また、不当要求等を受けた経験について部門ごとに見ると、受けたことが「ある」としたものの割合が最も多かったのは公共事業担当部門で33.9%であった。以下、「ある」とする割合の多い順に、総務担当部門の

33.1%、環境担当部門の32.9%、福祉担当部門の26.5%、不動産担当部門の24.2%となっている。

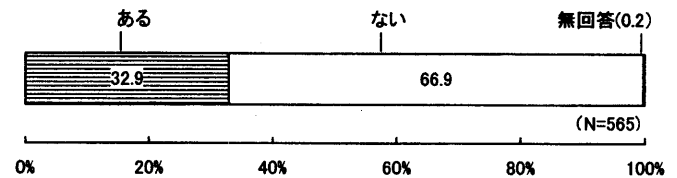
【総務担当部門】



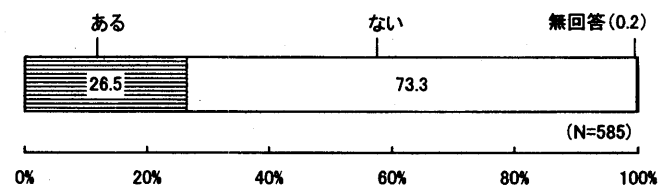
【公共事業担当部門】



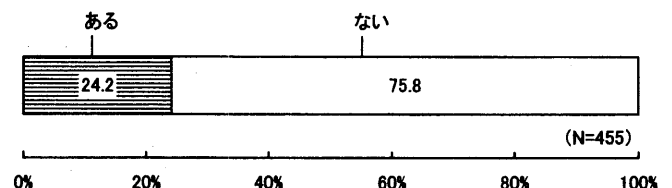
【環境担当部門】



【福祉担当部門】

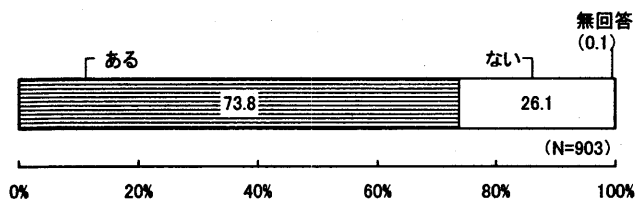


【不動産担当部門】



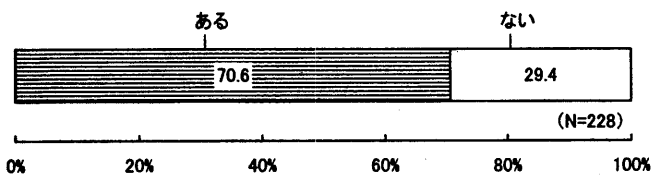
- 2 最近1年間における不当要求等の有無について

過去に不当要求等を受けた経験があるとする903件のうち、「最近1年間に不当要求等があった」とするものは666件で73.8%にのぼった。

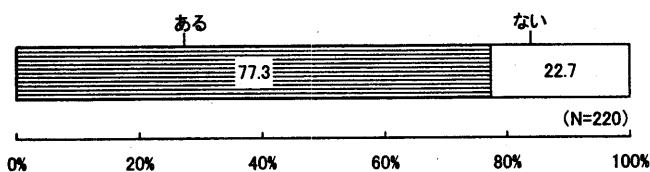


また、これを部門ごとにみると、「最近1年間に不当要求等があった」としたものの割合が最も多かったのは公共事業担当部門で77.3%であった。以下、環境担当部門の75.3%、福祉担当部門の72.9%、不動産担当部門の70.9%、総務担当部門の70.6%となっている。

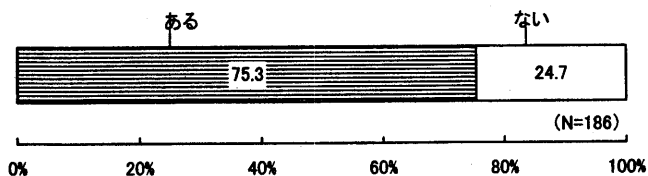
【総務担当部門】



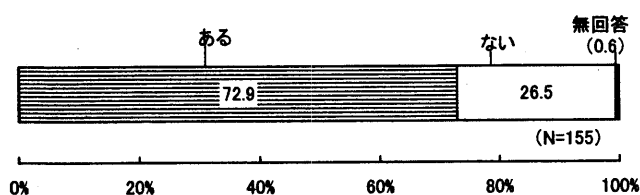
【公共事業担当部門】



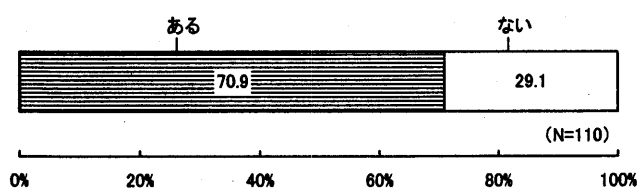
【環境担当部門】



【福祉担当部門】

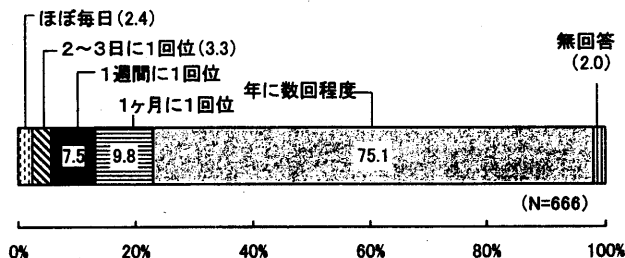


【不動産担当部門】



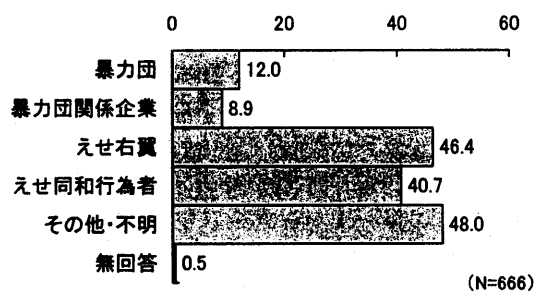
- 3 不当要求等の頻度について

最近1年間に不当要求等があったとする666件のうち、不当要求等の頻度についてみると、「年に数回程度」とするものが最も多く、75.1%と4分の3を占めた。次いで、「1ヶ月に1回」(9.8%)、「1週間に1回」(7.5%)、「2~3日に1回」(3.3%)と続くが、「ほぼ毎日」とするものも16件(2.4%)あった。



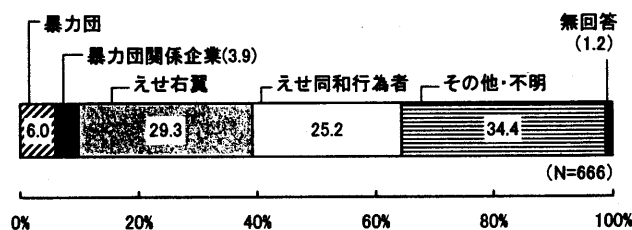
- 4 不当要求等を行ってきた者について(複数選択)

最近1年間に不当要求等があったとする666件について、不当要求等を行ってきた者をみると、「その他・不明」をあげたものが48.0%と最も多かったが、「えせ右翼」(46.4%)、「えせ同和行為者」(40.7%)をあげたものがいずれも4割を超えており、「暴力団」(12.0%)、「暴力団関係企業」(8.9%)を大きく上回っている。



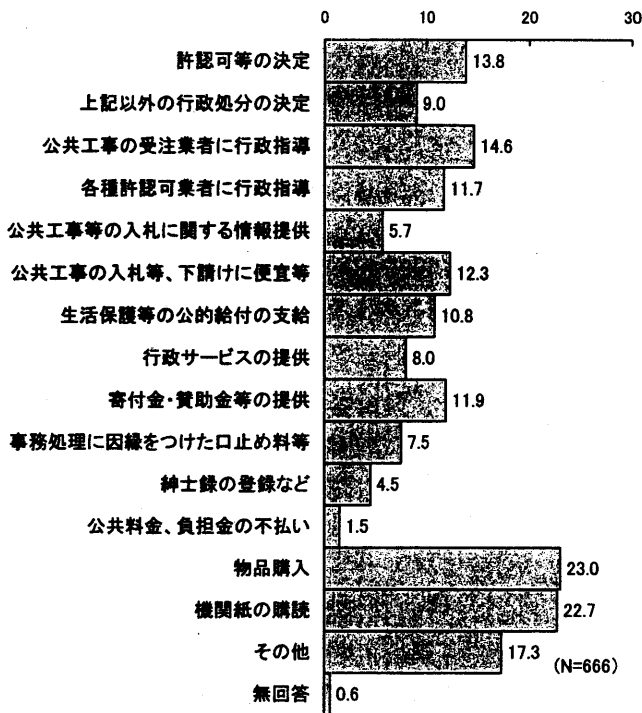
- 5 不当要求等を行ってきた者で一番頻度の高かった者について

最近1年間に不当要求等があったとする666件について、不当要求等を行ってきた者の中で頻度が一番高かったのは「その他・不明」(34.4%)を除くと、「えせ右翼」(29.3%)、「えせ同和行為者」(25.2%)の順になっており、両者を合わせると半数を超える。「暴力団」は6.0%、「暴力団関係企業」は3.9%にとどまっている。



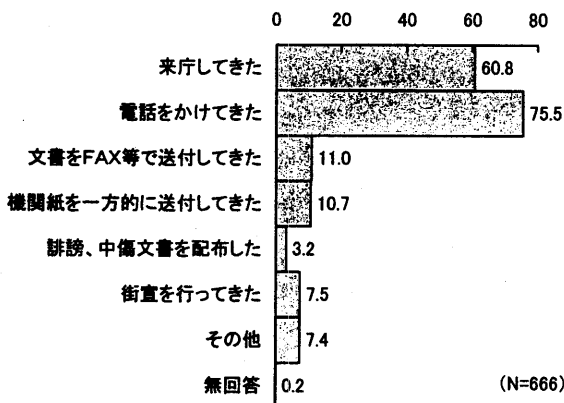
- 6 不当要求等の内容について(複数回答)

最近1年間に不当要求等があったとする666件について不当要求等の内容をみると、「物品購入」(23.0%)をあげたものが最も多く、「機関紙(誌)の購読」(22.7%)がほぼ同数で続いている。次いで、「公共工事の受注業者に対する行政指導等」(14.6%)、「許認可等の決定」(13.8%)、「公共工事の入札、指名、受注、下請に関する便宜等」(12.3%)などの行政事務に関するものが比較的高い数字で続いている。



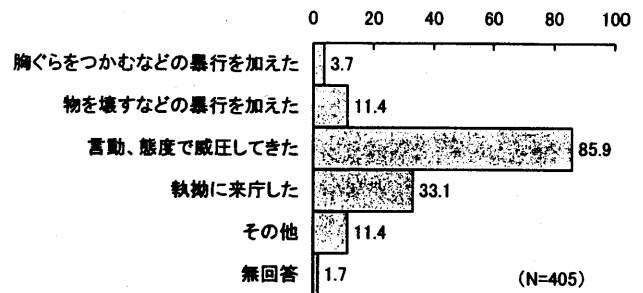
- 7 不当要求等の態様について(複数回答)

最近1年間に不当要求等があったとする666件について、不当要求等の態様をみると、「電話をかけてきた」が503件(75.5%)と最も多く、「来庁してきた」も405件(60.8%)で、「文書をFAXで送付してきた」(11.0%)や「機関紙を一方向的に送付してきた」(10.7%)などを大きく上回っており、不当要求等の相手方が来庁したり電話をかけてくるなど、直接的な要求を行っていることがうかがわれる。



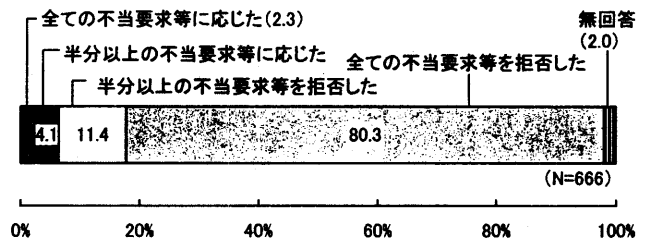
- 8 来庁時の態様について(複数回答)

上記7「不当要求等の態様」で相手方が来庁してきたとする405件について、来庁時の相手方の態様をみると、「言動、態度で威圧してきた」をあげたものが圧倒的に多く8割を超えた(85.9%)。次いで「執拗に来庁した」(33.1%)が続くが、「机を叩く、灰皿を投げる、物を壊すなどの暴行を加えた」(46件・11.4%)や「胸ぐらをつかむなどの暴行を加えた」(15件・3.7%)など具体的な暴力行為を受けたとするものもあった。



- 9 対処の仕方について

最近1年間に不当要求等があったとする666件について、不当要求等に対する対処の仕方をみると、「全ての不当要求等を拒否した」(535件)とするものが大部分で、8割を超えた(80.3%)。しかし、一方で「全ての不当要求等に応じた」とするものが15件(2.3%)あり、これに「半分以上の不当要求等に応じた」(27件・4.1%)及び「半分以上の不当要求等を拒否した」(76件・11.4%)を合わせると、少なくとも一部でも不当要求等に応じたものは118件(17.8%)になる。



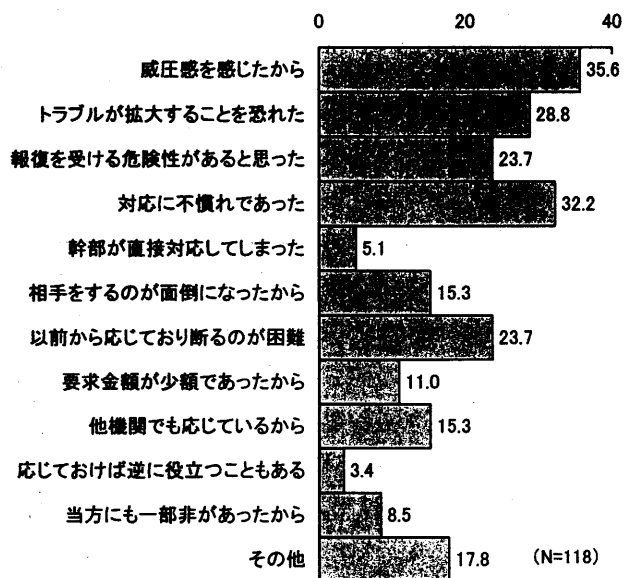
- 10 不当要求等に応じた理由について(複数回答)

少なくとも一部でも不当要求等に応じたとする118件について、不当要求等に応じた理由をみると、「威圧感を感じたから」をあげたものが42件(35.6%)で最も多く、次いで、「対応に不慣れであったから」(38件・32.2%)、「トラブルが拡大することを恐れた」(34件・28.8%)が続くが、「以前から応じており、断るのが困難だから」及び「報復、糾弾を受ける危険性があると思ったから」をあげたものがともに28件(23.7%)あった。また、「他機関でも応じているから」とするものが18件(15.3%)あった。

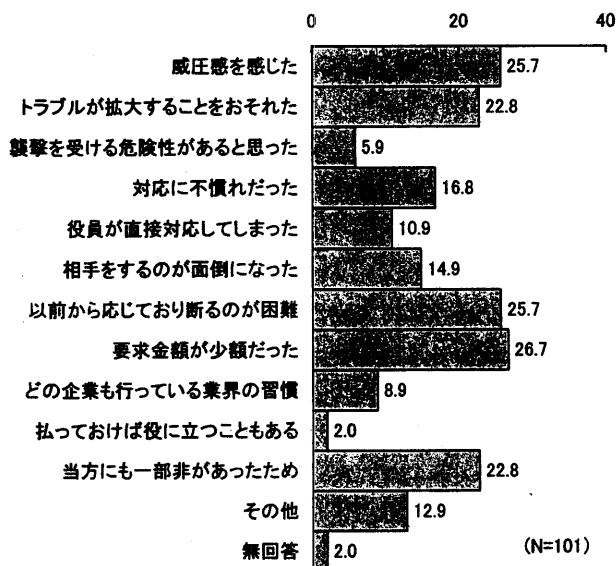
平成12年に行われた企業を対象としたアンケート

「平成12年度企業対象暴力に関するアンケート(調査主体：全国暴力追放運動推進センター、調査機関：財団法人公共政策調査会)」における同様の質問に対する企業の回答結果をみると、「対応に不慣れであったから」をあげたものは16.8%、「どの企業も行っている業界の習慣だから」が8.9%であった。これに比べると行政機関の場合、「対応に不慣れであったから」及び「他機関でも応じているから」をあげたものの割合が多くなっているのが注目される。

逆に、「要求金額が少額だったから」及び「当方にも一部非があったから」をあげたものについては、企業ではそれぞれ26.7%、22.8%であったのに対し、行政機関はそれぞれ11.0%、8.5%と少なくなっている。



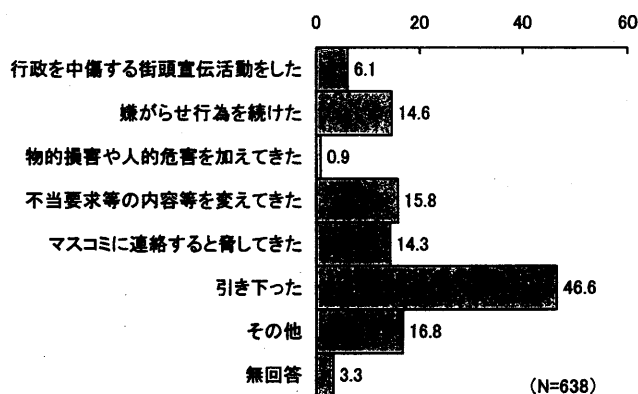
【参考】「平成12年度企業対象暴力に関するアンケート」の回答結果



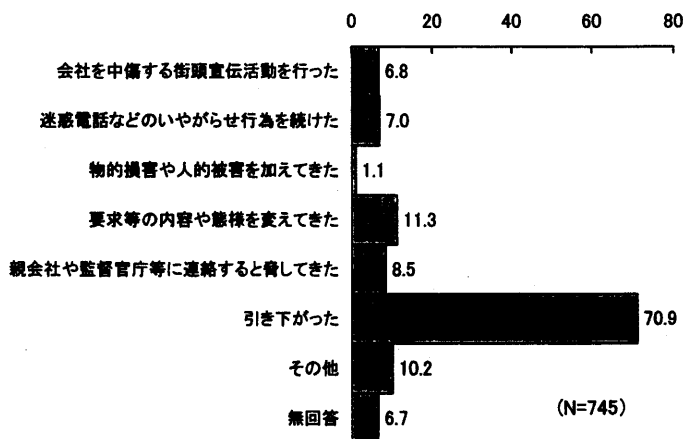
-11 不当要求等に従わなかったときの相手方の行動について(複数回答)

前記9「対処の仕方」において、少なくとも不当要求等の一部を拒否した638件(「半分以上の不当要求等に応じた」、「半分以上の不当要求等を拒否した」、「全ての不当要求等を拒否した」を合わせたもの)について、不当要求等に従わなかった時の相手方の行動をみると、「引き下がった」とするものが半数近く(46.6%)ある一方で、「不当要求等の内容または態様を変えてきた」(15.8%)、「斥舎に現れたり、迷惑電話をかけるなどの嫌がらせ行為を続けた」(14.6%)、「関係官庁やマスコミ等に連絡すると脅してきた」(14.3%)ものも少なくなかった。また、「物的な損害や人的な危害を加えてきた」ものも6件(0.9%)あった。

前記の「平成12年度企業対象暴力に関するアンケート」における同様の質問に対する企業の回答結果をみると、不当要求等に従わなかった時に相手方が「引き下がった」とするものが70.9%あり、その後の不当要求等についても、「要求等の内容や態様を変えてきた」(11.3%)以外はいずれも10%未満となっている。企業と比較すると、行政機関の場合、要求に従わなかった場合でも相手方はなかなか引き下がらず、執拗に要求を継続していることがうかがわれる。

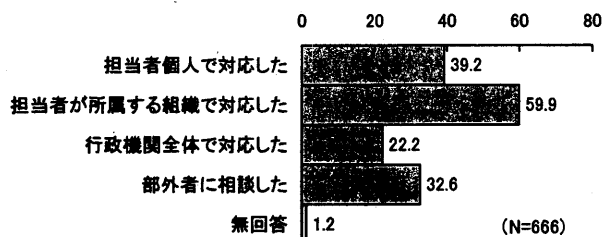


【参考】「平成12年度企業対象暴力に関するアンケート」の回答結果



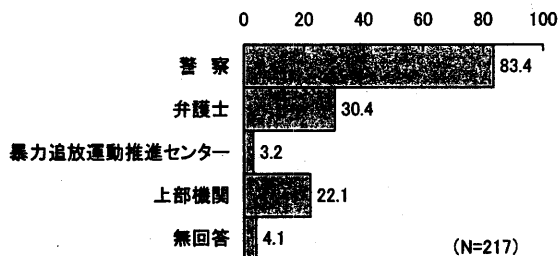
-12 不当要求等への対応について(複数回答)

最近1年間に不当要求等があったとする666件について、不当要求等に対する対応の仕方を見ると、「担当者が所属する組織で対応した」をあげたものはほぼ6割(59.9%)であり、「行政機関全体で対応した」ものも22.2%あった。その一方で、「担当者個人で対応した」をあげたものが4割近く(39.2%)あった。「部外者に相談した」をあげたのは217件(32.6%)であった。



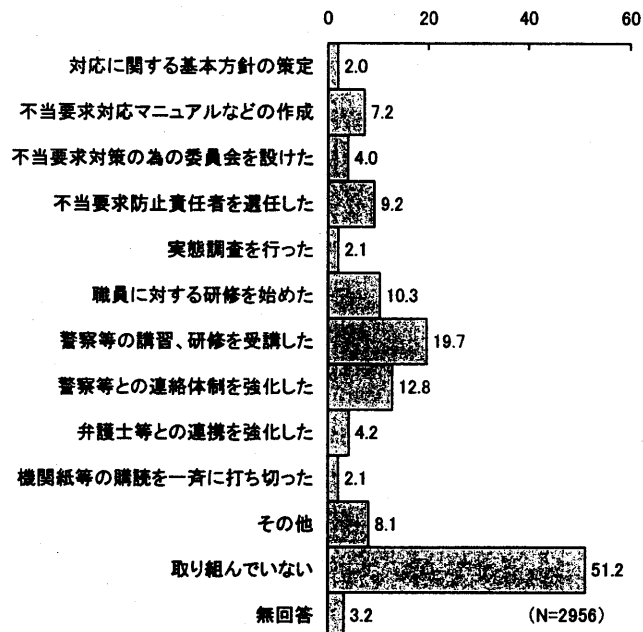
-13 対処に際しての相談先(複数回答)

上記12「不当要求等への対応」で、部外者に相談したとする217件について、その相談先を見ると、「警察」をあげたものが最も多く8割を超えた(83.4%)。次いで、「弁護士」(30.4%)、「上部機関」(22.1%)となっている。



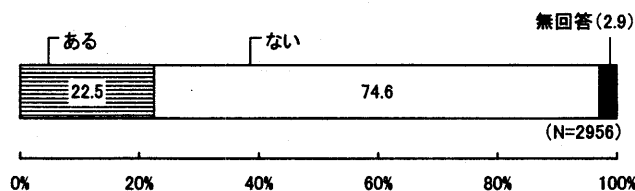
-14 不当要求等への取組内容(複数回答)

不当要求等への取組みについては、「取り組んでいない」とするものが全回答のうち51.2%で半数を超えている。取り組んでいる内容としては、「警察・暴力追放運動推進センターの講習等を受講した」(19.7%)をあげたものが最も多かった。次いで、「警察・暴力追放運動推進センターとの連絡体制を強化した」(12.8%)、「職員に対する研修を始めた」(10.3%)、「不当要求防止責任者を選任した」(9.2%)となっている。「弁護士、弁護士会との連携を強化した」をあげたものは4.2%であった。



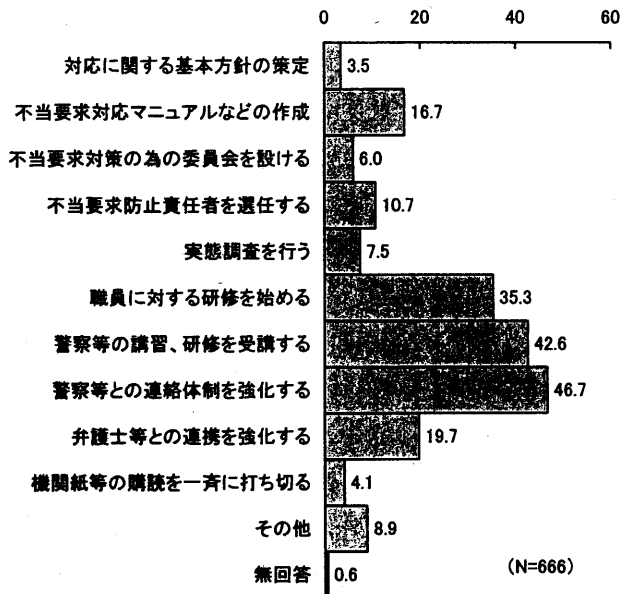
-15 不当要求等への今後の取組み

不当要求等への今後の取組みについては、全回答のうち、取り組む予定が「ない」とするものが74.6%でほぼ4分の3を占めた。取り組む予定が「ある」としたのは22.5%にとどまった。



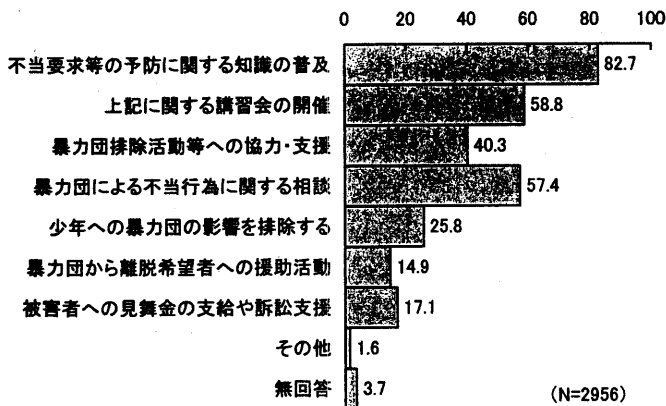
-16 不当要求等への今後の取組内容(複数回答)

上記15「不当要求等への今後の取組み」で、今後対策に取り組む予定があるとしたものの666件について、予定している取組みの内容を見ると、「警察・暴力追放運動推進センターとの連絡体制を強化する」をあげたものが46.7%で最も多かった。次いで、「警察・暴力追放運動推進センターの講習等を受講する」(42.6%)、「職員に対する研修を始める」(35.3%)、「弁護士との連携を強化する」(19.7%)となっている。「不当要求防止責任者を選任する」をあげたのは10.7%であった。



-17 暴力追放運動推進センターへの要望(複数回答)

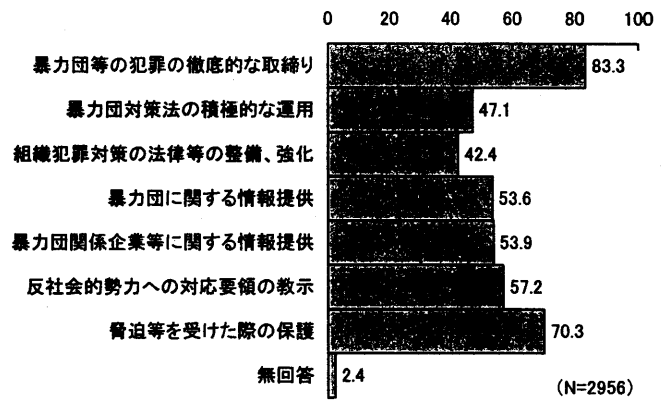
暴力追放運動推進センターの活動で力を入れて欲しいものとしては、「反社会的勢力の実態や不当要求等の予防に関する知識の普及」をあげたものが、全回答の8割を超え(82.7%)、そうした知識の普及に関する「講習会の開催」(58.8%)がこれに続くなど、反社会的勢力対策に関する知識の普及活動に対する要望が強いことがうかがわれる。次いで、「暴力団員による不当な行為に関する相談」(57.4%)、「市町村、業界等の暴力団排除活動、事務所撤去活動への協力・支援」(40.3%)の順となっている。



-18 不当要求等対策についての警察への要望(複数回答)

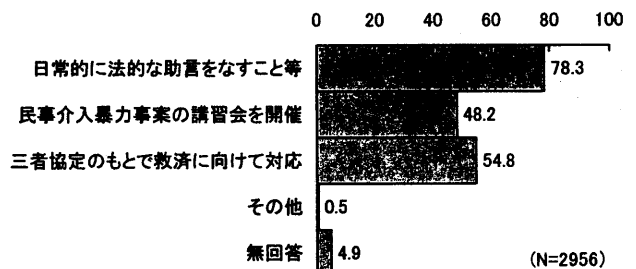
警察に対して望むこととしては、全回答のうち、「暴力団等反社会的勢力の犯罪の徹底的な取締り」(83.3%)をあげたものが最も多く、「脅迫を受けた際の保護」(70.3%)がこれに続くなど、警察の執行力に対する要望が強いことがうかがわれる。次いで、「反社会的勢力への対応要領の教示」(57.2%)、「暴力団関係企業に

関する情報の提供」(53.9%)、「暴力団に関する情報の提供」(53.6%)が多い。



-19 不当要求等対策についての弁護士、弁護士会への要望(複数回答)

弁護士、弁護士会に対して望むこととしては、「被害公務員に対し、日常的に法的な助言をなし、若しくは相談を実施する体制を整えること」をあげたものが8割近く(78.3%)で最も多かった。次いで、「三者協定に基づく連携のもとで、個別具体的な民事介入暴力事案に対し救済に向け積極的に対応し、これと取り組む」(54.8%)、「民事介入暴力事案について、講演会を開催し、若しくは学習会に講師を派遣するなどの一般的な指導、助言をなすこと」(48.2%)となっている。



調査主体 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
 全国暴力追放運動推進センター
 警察庁 刑事局 暴力団対策部
 調査機関 財団法人 公共政策調査会